

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ① 目的・効果 ② 交付金を充当する経費内容 ③ 積算根拠（対象数、単価等） ④ 事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	① 食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰生活者支援給付金	① 食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民生活を応援するため、全ての市民を対象とした給付金（1人あたり10,000円）を支給し、市民生活の下支えを行う。 ② 全市民向け給付金 ③ 228,393千円 【内訳】 ・給付金（10,000円×53,628人）536,280千円のうち、食料品の物価高騰に対する特別加算分 228,393千円 ④ 直方市民（基準日1月1日時点の住民基本台帳上の市民）	R8.2	R9.3
2	① 食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰生活者支援給付金（上乘せ分）	① 食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民生活を応援するため、全ての市民を対象とした給付金（1人あたり10,000円）を支給し、市民生活の下支えを行う。 ② 全市民向け給付金及び委託費、役務費、需用費 ③ 341,671千円（うち291,607千円に交付金を充当） 【内訳】 ・給付金（10,000円×53,628人）536,280千円のうち、上乘せ支給分 307,887千円 ・委託費（窓口業務・コールセンター業務委託） 25,455千円 ・役務費（通信料、郵送料、振込手数料） 7,704千円 ・使用料及び賃借料 220千円 ・需用費（用紙、印刷、その他消耗品） 405千円 ④ 直方市民（基準日1月1日時点の住民基本台帳上の市民）	R8.2	R9.3
3	① 食料品の物価高騰に対する特別加算	子育て世帯支援活動事業（小中学校給食費無償化）	① 物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対し、市内小中学校給食費の無償化により負担軽減することを目的とする。（教職員を除く） ② 令和7年度3学期における小中学校の給食費の無償化 ③ 42,240円（うち38,000千円に交付金を充当） 【内訳】 ・小学校：264円×45日×2,298人（就学援助対象者を除く） =27,324,000円 ・中学校：300円×44日×1,130人（就学援助対象者を除く） =14,916,000円 （令和7年10月1日現在数で試算） ④ 市内小中学校児童・生徒の保護者	R8.1	R8.3
4	① 食料品の物価高騰に対する特別加算	子育て世帯支援活動事業（幼稚園・保育所副食費無償化）	① 物価高騰により子育て世帯が生活に困窮している状況を踏まえ、保育所等（認定こども園含む）・幼稚園の副食費を無償化することで、物価高騰に直面する保護者の生活を支援する。なお、支援の対象は市内保育所に在籍する幼児のみとし、保育士ほか関係職員については対象外とする。 ② 令和8年1月から令和8年3月までの給食副食費 ③ 13,524千円（うち11,900千円に交付金を充当） 【内訳】 ・保育所等 4,900円×600人×3ヶ月=8,820千円 ・幼稚園 4,900円×320人×3ヶ月=4,704千円 ④ 市内幼稚園・保育所等の保護者	R8.1	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ① 目的・効果 ② 交付金を充当する経費内容 ③ 積算根拠（対象数、単価等） ④ 事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
5	⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援金 （障がいサービス事業所分）	① 物価高騰の影響を受けている、公的価格等により運営を行っている障がい福祉サービス事業者の負担を軽減し、市民生活に密着したサービスが継続して提供できるよう、市が指定する事業者に対しサービス種別に応じた支援金を給付する。 ② 電気代（高圧・低圧）及び食材費 ③ 304千円 交付金単価は次のとおり。 ・入所系（高圧） 24,900円/人（低圧） 24,100円/人 ・通所系（高圧） 9,200円/人（低圧） 8,100円/人 ・訪問系 12,600円/事業所 【内訳】 ・交付金額：290千円 ・需用費（消耗品費） 5千円（PPC用紙、FAX他事務用品） ・役務費（郵便料） 6千円（110円×23件×2回） ・役務費（その他の手数料） 3千円（振込手数料112円×23件） ④ 市が指定する障がい福祉サービス事業所・計画相談事業所	R8.1	R8.3
6	⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援金 （介護サービス事業所分）	① 物価高騰の影響を受けている、公的価格等により運営を行っている介護サービス事業者の負担を軽減し、市民生活に密着したサービスが継続して提供できるよう、市が指定する事業者に対しサービス種別に応じた支援金を給付する。 ② 電気代（高圧・低圧）及び食材費 ③ 3,454千円（うち3,190千円に交付金を充当） 交付金単価は次のとおり。 ・入所系（高圧） 24,900円/人（低圧） 24,100円/人 ・通所系（高圧） 9,200円/人（低圧） 8,100円/人 ・訪問系 12,600円/事業所 【内訳】 ・交付金額：3,521千円 ・需用費（消耗品費） 10千円（PPC用紙、FAX他事務用品） ・役務費（郵便料） 9千円（110円×38件×2回） ・役務費（その他の手数料） 5千円（振込手数料112円×38件） ④ 市が指定する介護サービス事業所	R8.1	R8.3
7	① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	物価高騰対応重点支援給付金 （令和6年度住民税均等割のみ課税世帯）	① 物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ② 低所得世帯への給付金及び事務費 ③ 9,586千円 【内訳】 ・給付金：9,420千円 令和6年度住民税均等割のみ課税世帯：268世帯×30千円、 子ども加算：69人×20千円 ・事務費（郵送料、振込手数料等） 166千円 ④ 低所得世帯の給付対象世帯数（268世帯）	R7.4	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ① 目的・効果 ② 交付金を充当する経費内容 ③ 積算根拠（対象数、単価等） ④ 事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
8	② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯支援活動事業 (小中学校給食食材費補填)	① 米のほか食材費の高騰によって小中学校において質の高い給食の提供が困難となっていることから、食材費の物価高騰分を補填することで、児童・生徒が必要とする栄養量を確保するとともに、給食内容の充実を図る。なお、支援の対象は市内小中学校に在籍する児童・生徒とし、教師等については対象外とする。 ② 給食食材費高騰分として、小学校62円/人・日、中学校80円/人・日を補填 ③ 59,020千円 【内訳】 ・小学校：62円×190日×3,000人（教師ほか対象外は除く）=35,340千円 ・中学校：80円×185日×1,600人（教師ほか対象外は除く）=23,680千円 ④ 市内小中学校児童・生徒の保護者	R7.4	R8.3
9	⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	省エネルギー設備導入費等補助金	① 物価高騰の影響を受けやすいエネルギー費用負担の軽減を図るため、市内の中小企業や個人事業主が、専門家による省エネルギー診断を受診するために要する費用、及び診断結果に基づいて省エネルギー効果の高い機器や設備を導入する費用の一部を支援する。 ② 省エネルギー診断費用（全額） 省エネルギー機器・設備の導入費（対象経費の1/3、上限100万円） ③ 10,600千円 【内訳】 ・省エネルギー診断受診費補助分：40,000円×15件=600千円 ・省エネルギー設備導入費補助分： 1,000,000円×5件+500,000円×10件=10,000千円 ④ 市内中小企業、個人事業主	R7.5	R7.10
10	⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通車両導入補助金	① エネルギー価格の高騰が経営状況を圧迫し、安定的な運営が困難になっている公共交通事業者に対して、コミュニティバス、ユニバーサルデザインタクシー（それぞれ電気自動車）を導入する費用を補助する。経営の苦しい事業者を支援するとともに、地域において不可欠である交通手段を確保し、安定的な交通サービスの提供を図る。 ② コミュニティバス導入費（上限100万円） UDタクシー導入費（上限60万円） ③ 2,800千円 【内訳】 ・コミュニティバス導入費補助金：1,000,000円×1台=1,000千円 ・UDタクシー導入費補助金：600,000円×3台=1,800千円 ④ 市内公共交通企業	R7.9	R8.3
11	③ 消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム商品券事業	① 市民等を対象としたプレミアム付商品券の発行を支援することで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民の負担軽減を図り、市内の消費需要の喚起、地域経済の活性化等に繋げる。 ② 商品券のプレミアム分 ③ 10,000千円 【内訳】 ・商品券総額1億円×プレミアム率20%×1/2（県と協調補助） ④ 直方商工会議所、商品券利用者	R7.9	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ① 目的・効果 ② 交付金を充当する経費内容 ③ 積算根拠（対象数、単価等） ④ 事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
12	② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯支援活動事業 （保育所等給食支援費補助金）	① 保育施設等において、食材費高騰の影響によって栄養バランスや量を保った給食の実施が困難となっていることから、給食の材料費高騰に伴う費用の一部を補助金として交付することで、給食の質・量を維持するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。なお、支援の対象は市内保育所に在籍する幼児とし、保育士等については対象外とする。 ② 給食食材費高騰分として、1,300円/人・月を補填 ③ 12,597千円 【内訳】 ・月1,300円×12ヶ月×1,615人（保育園児のみ） （事業費25,194千円のうち県補助1/2、市負担1/2） ④ 市内保育所に在籍する幼児の保護者	R7.7	R8.3
13	⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営持続化支援事業費補助金	① 機械器具購入費や光熱水費の高騰による影響で、経営不振から廃業や転職する農業従事者が増えている中、特に小規模な農家や地域農業団体が安定した経営を継続していくことができるように支援するもの。 ② 農業器具等の施設整備費用 （個人：上限50万円 地域団体：上限200万円） ③ 7,000千円 【内訳】 ・農業従事者（個人） 500,000円×6件 ・地域農業団体 2,000,000円×2件 ④ 農業従事者・地域農業団体	R7.7	R8.3